

熊本県保険医協会 F A X 情報（その 11）

熊本地震による被災者の一部負担金の猶予・免除に関する Q & Aが厚労省から出されましたので、取り急ぎお知らせいたします。

【熊本県HP：平成28年熊本地震に関する事務連絡】

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15636.html

◀ 一部負担金の猶予・免除に関する『厚労省 Q & A』より ▶

問. 住家の全半壊等により、一部負担金の免除に該当する被災者が、医療機関の窓口で免除の申立てをせず支払った場合、一部負担金は返還されるのか。

(答) 猶予・免除の要件に該当している者が医療機関の窓口において一部負担金の支払いを行った場合、被保険者が市町村に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができるようにする必要があると考えている。具体的な手続きについては、追ってお示しする（※）。

なお、還付の手続きに当たっては、支払った一部負担金の金額が確認できるように、医療機関等が発行した領収証等が必要になる可能性があることから、現時点では、被保険者に当該領収証等の保管をお願いするなどの周知をお願いしたい。

※ 被害の大きかった市町村等における一部負担金の還付体制が整い次第、還付申請に関する具体的な手続きが示されるものと思われま。厚労省から具体的な手続きに関する Q & A が示され次第、改めて F A X 情報をお送りいたします。

※ 協会けんぽ加入者についても、協会けんぽに申請すれば還付する方向で検討しているため、国保・後期高齢者と同様に、領収証の保管をお願いしたいとの旨、協会けんぽ熊本支部に確認済です。

問. 4月14日の前震では住家が全半壊に至らなかったが、16日に全半壊した場合であっても、14日から猶予・免除の対象としてよいか。

(答) 16日の本震により住家が全半壊して猶予・免除の対象に該当することとなった者についても、14日の前震と16日の本震を一連の地震ととらえ、14日の前震以降の診療分から猶予・免除の対象とすることで差し支えない。